

介護保険情報誌

みんなの 介護保険



今回は、令和6年度からの介護保険制度の変更点、令和6年度予算などについてお知らせします。

■ 地域のデータ (令和6年2月29日現在)

総人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率
127,551人	55,463戸	34,989人	27.43%

(鳥栖地区広域市町村圏組合は、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町で構成されています)

鳥栖地区広域市町村圏組合

VOL.40
2024年

第9期介護保険事業計画の策定について

本組合では、第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度までの3年間）について、介護保険事業計画策定委員会と日常生活圏域部会の設置を行い、策定委員会4回と日常生活圏域部会2回を開催し、次の事項について検討・協議・パブリックコメントを通して決定してきました。

第9期介護保険事業計画の位置づけ

介護保険事業計画は、要介護・要支援認定者の人数、介護保険の給付となるサービスの利用ニーズなどを勘案し、サービスの種類ごとの量を推計するなど、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。また、国では中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えた介護サービス基盤の計画的な整備や認知症施策の推進、介護現場の生産性向上等を図り、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指しています。

こうした背景をもとに、介護保険法の規定に沿って、介護サービスの供給量、介護保険料の設定並びに高齢者施策の推進など、鳥栖地区広域市町村圏組合圏域における介護保険事業の運営の基本的な考え方について、令和6年度から令和8年度までの3年間で第9期介護保険事業計画として策定しました。

R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)							R22 (2040)
見直し	第8期介護保険事業計画															
中長期的視点（2025年・2040年を見据えて）																
			見直し	第9期介護保険事業計画												
						見直し	第10期介護保険事業計画									


 団塊世代が
75歳以上に

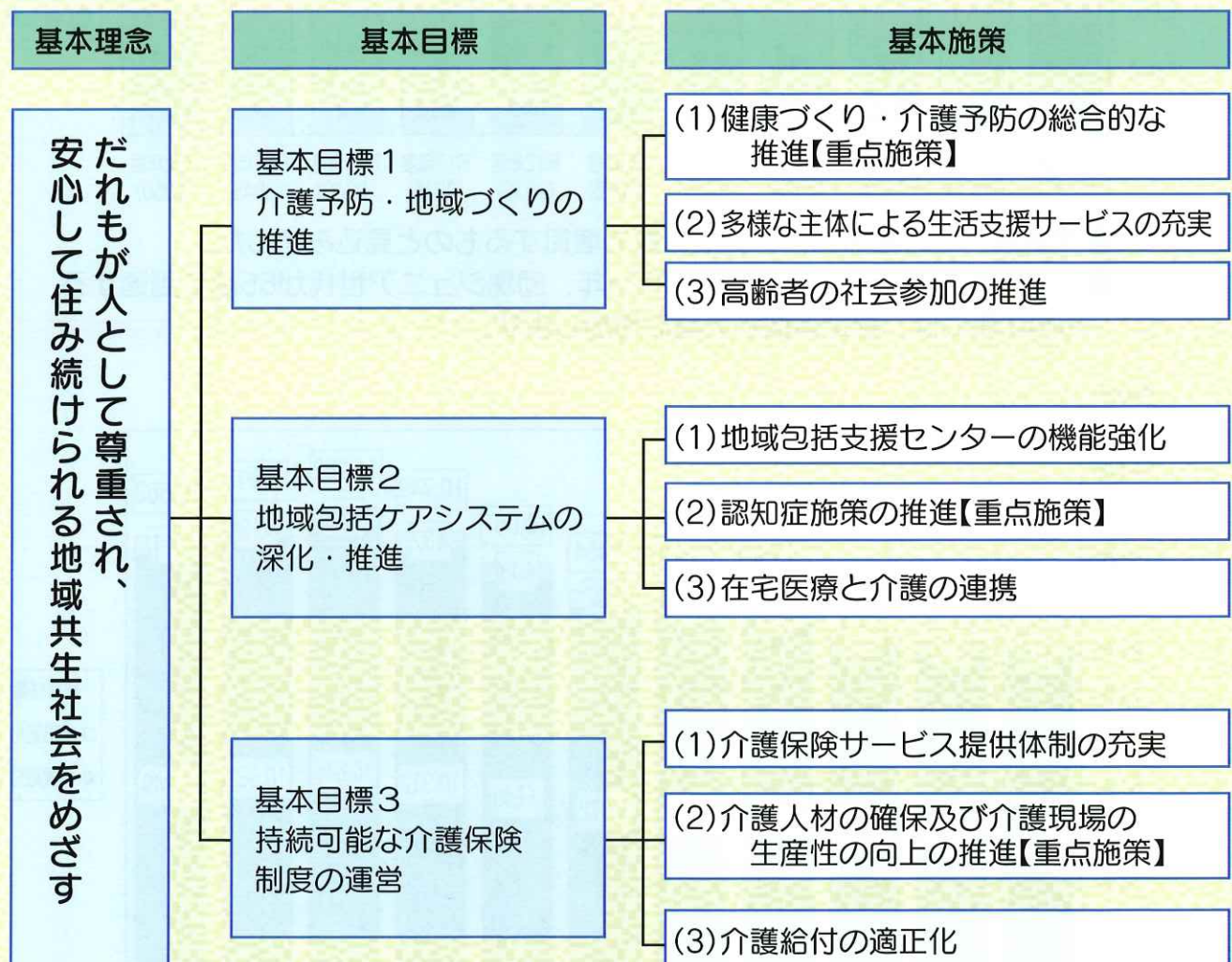

 団塊ジュニア世代
が65歳以上に

第9期介護保険事業における基本理念、基本目標及び基本施策について

今後、高齢化率の上昇と高齢者一人を支える現役世代の減少、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加などが予想され、高齢者が日常生活を自立して元気に過ごせる期間である「健康寿命」を延伸することが重要です。そのため、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身がサービスの「担い手」側に立つことも含めて、高齢者が健康でいきいきと活躍できる場を創出していくことが必要です。

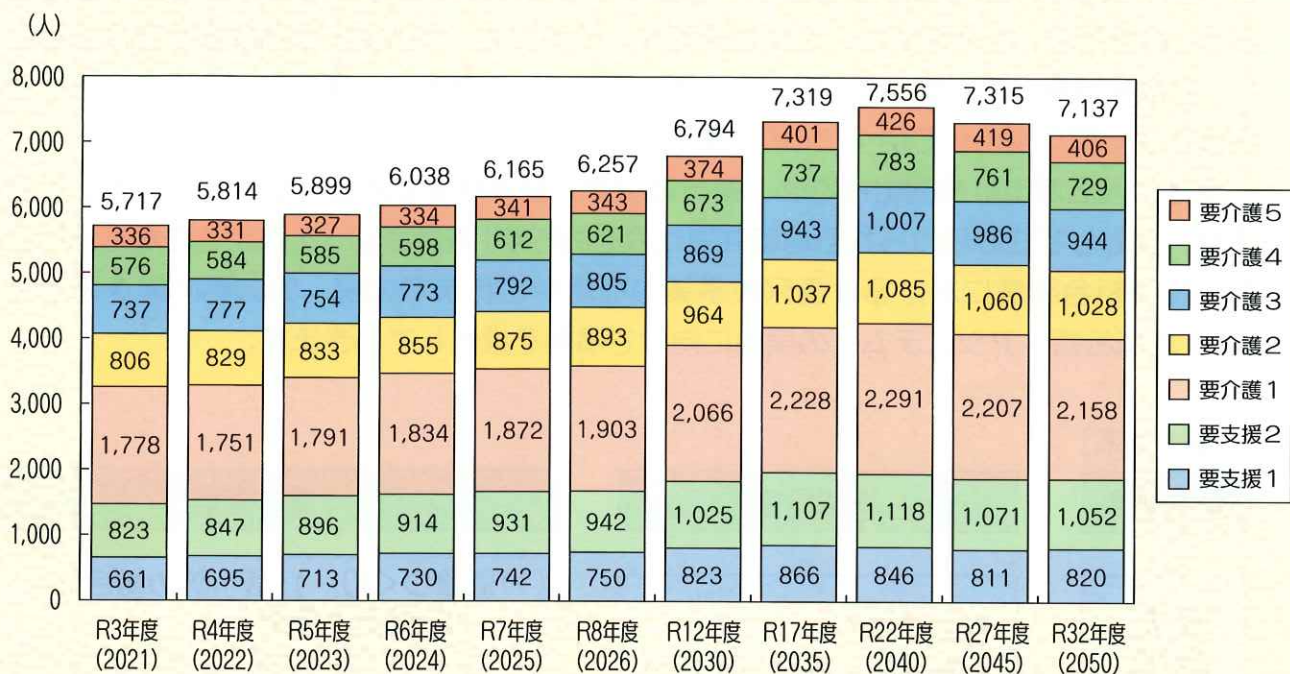
鳥栖地区広域市町村圏組合では、第5期以降の基本理念である「だれもが人として尊重され、安心して住み続けられる地域共生社会をめざす」を継承し、これまでの鳥栖地区広域市町村圏組合圏域における介護保険事業の取組やこれまでの国・県の動向等を踏まえつつ、「地域包括ケアシステム」の実現に向けて事業を推進していきます。

〔計画の体系〕

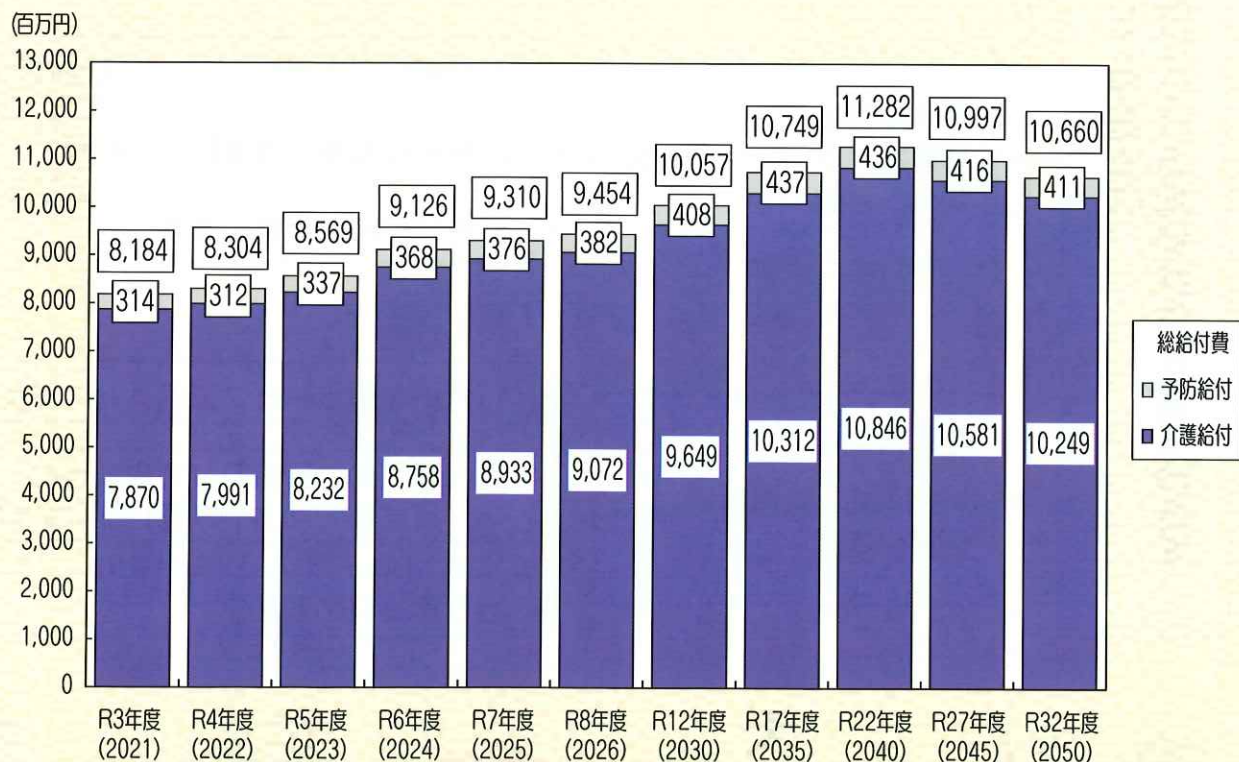


介護保険事業に係る推計について

介護保険料の算定に必要な要介護（要支援）認定者数・介護給付費総額は、次のように見込みました。



- 高齢者人口の増加に伴い認定者数も増加するものと見込みました。
- 団塊の世代が75歳に到達する2025年、団塊ジュニア世代が65歳に到達する2040年には、認定者数が大幅に増加します。



- 第9期の給付費は、約278億89百万円で第8期の266億55百万円から12億34百万円(4.6%)の増加を見込んでいます。

介護保険制度のおもな変更点(令和6年度)

令和6年4月又は6月から

2024年(令和6年)度の介護報酬改定の改定率は、『+ 1.59%』になります。

内訳としては、介護職員の処遇改善分が「+ 0.98%」、その他の改定率が「+ 0.61%」。

6月1日施行とするサービス

・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション

4月1日施行とするサービス

・上記以外のサービス

令和6年4月から

福祉用具の一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制が導入されます。

具体的には、「固定用スロープ」「歩行器(歩行車を除く)」「単点杖(松葉杖を除く)」「多点杖」の4つ。

令和6年8月から

基準費用額(居住費)を60円/日引き上げになります。

例 ユニット型個室の場合 日額 2,006 円 → 2,066 円

従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階(※)の多床室利用者については、利用者負担の増加はありません。

※生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者(預貯金額1,000万円(夫婦の場合2,000万円)以下であるものに限る)

令和7年8月から

「多床室の室料負担」については、一部の介護老人保健施設・介護医療院において、月額8,000円相当の負担を導入する見直しが実施されます。

対象となるのは、次のうち8㎡/人以上の施設の多床室入所者。

・「その他型」(超強化型・在宅強化型・加算型・基本型以外)の介護老人保健施設
・平成18年7月から平成30年3月31日までに療養病床等より移行した「療養型」の介護老人保健施設

・Ⅱ型介護医療院 ※現在のところ鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません。

※利用者負担第1～3段階の人については、補足給付により利用者負担の増加はありません。

問い合わせ：介護保険課 給付係 TEL0942-81-3317

第9期計画期間の介護保険料について

本事業計画により、令和6～8年度に皆さまが負担していただく介護保険料についても決定しております。第9期介護保険料は、介護給付費等の23%を第1号被保険者数で割ることで、基準額（月額）を算出し、その基準額（月額）に各所得段階に応じて設定されている保険料率を掛けて個別の保険料額となります。

第9期介護保険料の算定にかかる主な変更点と変更内容は下記のとおりです。

変更点	変更内容
・ 所得段階	13段階（第8期では10段階） 第11段階から第13段階を新設
・ 基準所得金額	第9段階と第10段階を区分する金額を420万円に変更（第8期では410万円） 第10段階と第11段階を区分する金額を520万円に設定 第11段階と第12段階を区分する金額を620万円に設定 第12段階と第13段階を区分する金額を720万円に設定
・ 保険料率 （公費軽減後）	第1段階を0.285に変更（第8期では0.3） 第2段階を0.485に変更（第8期では0.5） 第3段階を0.685に変更（第8期では0.7）

将来の介護にかかる費用の増加を見据える一方で、皆さまの負担が増えないよう基金を活用することにより、第9期は、第8期と同額の介護保険料基準額に据え置くこととしました。

今後とも介護保険制度へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和6年度～8年度(第9期)の介護保険料について

所得段階	保険料率	対象となる方	保険料 月額
第1段階	0.285	● 本人及び世帯全員が住民税非課税である老齢福祉年金受給者 ● 生活保護受給者 ● 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	1,622円
第2段階	0.485	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の方	2,761円
第3段階	0.685	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超えている方	3,899円
第4段階	0.90	本人は住民税非課税であるが、世帯内に住民税の課税者がある方で、本人の前年の課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	5,122円
第5段階 （基準額）	1.00	本人は住民税非課税であるが、世帯内に住民税課税者がある方で、本人の前年の課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えている方	5,691円
第6段階	1.20	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	6,830円
第7段階	1.30	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	7,399円
第8段階	1.50	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	8,537円
第9段階	1.70	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	9,675円
第10段階	1.90	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	10,813円
第11段階	2.10	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	11,952円
第12段階	2.30	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	13,090円
第13段階	2.40	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	13,659円

合計所得金額 → 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除する前の金額です。土地売却等による特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

介護保険料の算定基準日 → 毎年4月1日（年度の途中で資格取得された場合は資格取得日）です。当該年度の4月1日現在の世帯状況をもとに算定します。

令和6年度分の介護保険料について

個人ごとの介護保険料は、介護保険料額を算定するための基礎となる住民税が確定した後、介護保険料を決定し、6月中旬に普通徴収(納付書払い・口座振替)の方へ、6月下旬に特別徴収(年金天引き)の方へ通知する予定です。ご確認をお願いいたします。

介護保険料の減免制度について

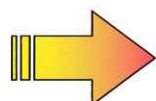
災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときには、介護保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合もあります。ご相談ください。

介護保険料の納付が滞っていると・・・

介護保険料にはそれぞれ納期限があります。介護保険におきましては、その納期限を過ぎても未納がある場合、下記のような制限が生じます。

【通常】介護サービスを利用される際は、基本 1割負担
(※一定以上の所得がある方は2割または3割負担)

ですが、未納があると・・・



介護認定申請時点において、未納となっている期間に応じて
給付制限がとられます。

介護認定申請をする時点で

1年以上の滞納があると・・・

介護サービス費用が一旦全額払いになります。

介護サービスを利用の際、利用者負担費用の全額(10割)を利用者がいったん自己負担し、申請により後から保険給付が払い戻されます。



1年6ヶ月以上の滞納があると・・・

介護サービス費用の払い戻しが差し止めになります。

費用の全額を利用者が負担し、負担された保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。なお滞納が続くと保険給付から滞納していた保険料を控除されることもあります。



2年以上の滞納(時効消滅分)があると・・・

介護サービス負担割合が3割(または4割)に引き上げられます(不可避)。
滞納期間に応じて、サービス利用時の利用者負担が3割(または4割)に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられません。

3割負担!!



今は介護保険サービスを利用されていないかもしれませんが、将来介護が必要となられたときに、給付制限があると、ご本人様だけではなくご家族にとっても大きな負担です。納付相談を行っておりますので、ご連絡ください。

問い合わせ先：総務課 収納対策室 介護保険料係：TEL 0942-85-3637

介護保険の手続きについて

介護保険のサービスを利用するには、要介護認定の申請または、基本チェックリストの実施が必要です。

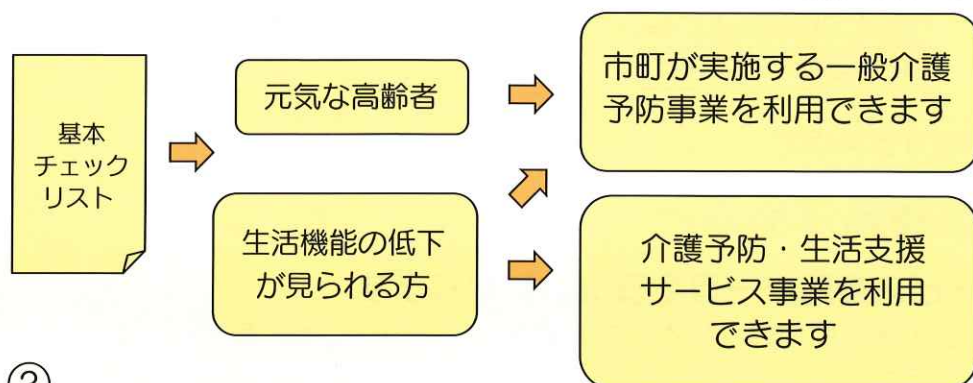
介護や支援が必要になったら、まず地域包括支援センターや市町の窓口にご相談しましょう。
相談の内容によって、

- ①総合事業を利用したい人は、基本チェックリストを行います。→①へ
- ②介護保険を利用したい人は、要介護（要支援）認定申請をします。→②へ

サービスを利用するまでの流れ

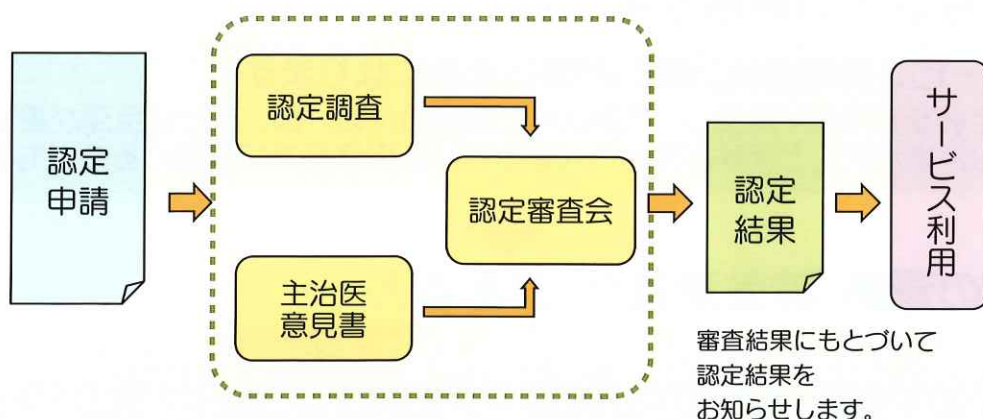
①

心身や日常生活の状態など25項目のチェックを行い、生活機能を調べます。



②

申請後、認定調査と主治医意見書の内容を認定審査会で審査し、要介護度を判定します。



- | | |
|---------|--|
| 要介護 1～5 | 介護保険の介護サービスを利用できます |
| 要支援 1・2 | 介護保険の介護予防サービスと
介護予防・生活支援サービスを利用できます |

問い合わせ先：介護保険課 認定係：TEL 0942-81-3315

認定調査

認定調査員が訪問し、本人の心身の状況を調査します。

- 申請後、調査実施日の調整をして訪問します。調査にかかる時間は、1時間程度です。日頃の状況を把握できる場所で行います。
- 全国一律の調査票により、74項目の基本調査、概況調査を行います。
- 調査には、本人だけでなく、本人の日頃の様子ができる方も立ち会ってください。

主治医意見書

介護の判定には、主治医の意見書が必要です。申請書に書かれた主治医に意見書作成を依頼します。

- 申請主治医とは、介護が必要な状態となった原因の病気を治療している医師や、かかりつけの医師など本人の心身の状況をよく理解している医師をさします。
- 申請時に『予診票』を渡しますので、受診するときに主治医(医療機関)に提出してください。意見書作成依頼は、介護保険課から郵送で行います。
- 長期間受診をしていないと、医師は意見書を書くことができません。申請の際には必ず受診をしてください。

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の効力発生日は認定申請日になります。※1

認定の有効期限は新規の場合は原則6か月、更新の場合は原則12か月です。※2

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

※1 更新の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日

※2 介護認定審査会の意見に基づき、認定の有効期限を新規・変更は12か月まで、更新は48か月(新たに認定された介護度が、直前の介護度と変わった場合は36か月)までに延長する場合があります。

申請に必要なもの

要介護認定申請書に医療保険(健康保険)情報の記載が必要です!

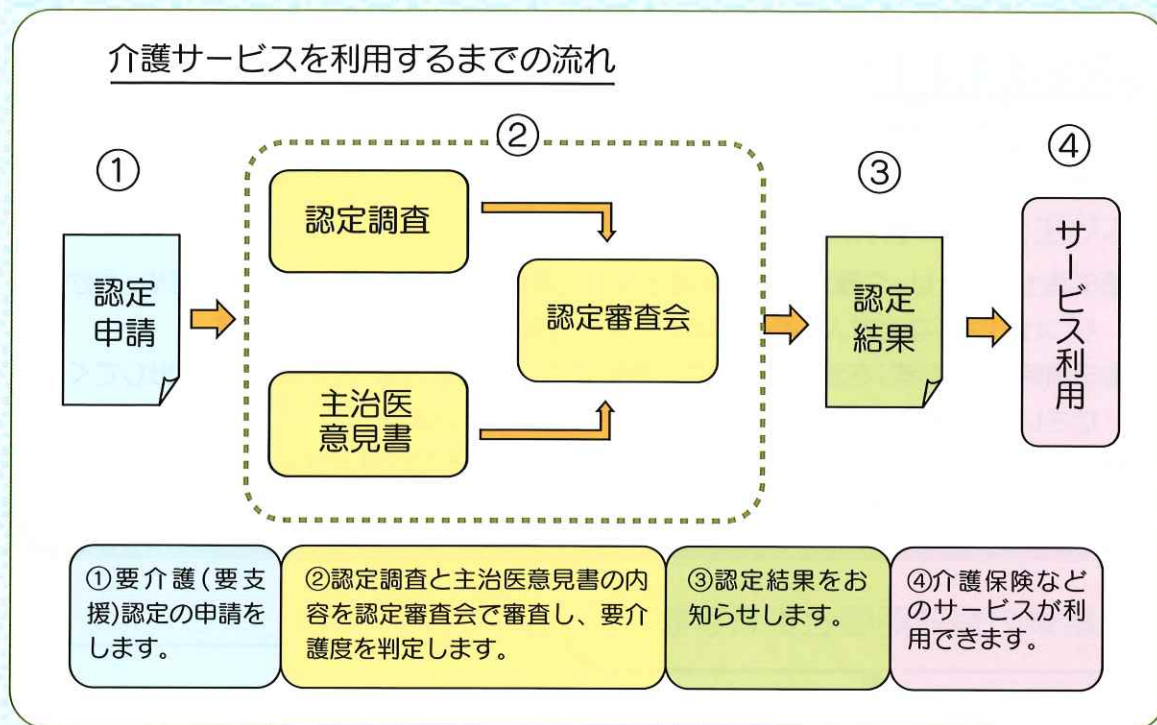
要介護認定申請時に必要な書類は下記のとおりです。

- ・要介護(要支援)認定等申請書
 - *申請書内に、医療保険被保険者証の情報やマイナンバーの記載が必要ですので、確認できるものをご持参ください。
 - *第2号被保険者(65歳未満)の方は、医療保険被保険者証の写しの添付が必要です。
- ・介護保険被保険者証

問い合わせ先：介護保険課 認定係：TEL 0942-81-3315

介護保険の申請は、サービスが必要になってからお願いします。

介護サービスを利用するためには、鳥栖地区広域市町村圏組合、又は、お住まいの各市町の介護保険担当の窓口にて「要介護（要支援）認定」の申請をして、「介護や支援が必要である」と認定されることが必要ですが、有効期間は申請日に遡って決められますのでサービス利用の希望がなければ、あらかじめ申請する必要はありません。



今すぐサービスを利用する予定はないが、必要時にすぐ利用できるように等の理由から、「とりあえず申請」をされる方もいらっしゃいますが・・・

「とりあえず申請」をされると・・・

- 申請から認定まで、本来必要のない費用が発生します。
 - ・認定を受けただけで、サービス利用のない方（令和5年12月）・・・約540人
 - ・認定費用（新規申請1件あたり）・・・約20,000円
- ⇒ 約540人 × 約20,000円 = 約1,080万円掛かってしまいます。
- ・経費はお住まいの市町からの負担金で賄われています。
- 申請件数が増え、介護サービスが必要な方の要介護認定が遅くなります。
- 実際に介護サービスを受ける際に、ご本人の状態とお持ちの要介護度に差ができ、適正なサービスが受けられなくなる可能性があります。

経費節減ならびに介護認定の早期化のため、
申請はサービスが必要になってからお願いします。

問い合わせ先：介護保険課 認定係：TEL 0942-81-3315

＊まずは、お気軽にお電話ください！＊

相談無料！

ものわすれ・よかよか相談室

日時：毎月第1・第3火曜日 10時00分～16時30分の間

場所：鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課（鳥栖消防署の南側）

※祝日の場合は翌開庁日 （1人あたり60分程度）

申し込み先：鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

（☎0942-81-3111）

☆相談当日のお申し込み、お電話でのご相談にも対応しております。

＊ご相談日＊

令和6年 4月	16日(火)、23日(火)	10月	1日(火)、15日(火)
5月	7日(火)、21日(火)	11月	5日(火)、19日(火)
6月	4日(火)、18日(火)	12月	3日(火)、17日(火)
7月	2日(火)、16日(火)	令和7年 1月	7日(木)、21日(火)
8月	6日(火)、20日(火)	2月	4日(火)、18日(火)
9月	3日(火)、17日(火)	3月	4日(火)、18日(火)

＊ものわすれや認知症について不安に思っている方・ご家族や支援者などの悩みや不安を減らすお手伝いをする相談窓口です。

経験豊富な専門職（看護師など）が対応しており、個人情報を守られます。

お問い合わせ先：TEL 0942-81-3111（介護保険課 地域支援係）

ステップアップ通所型サービスのご案内

こんなことはありませんか？こんな人は要注意！！

『最近、スーパーに行くのが大変・・・』
『食事がおいしく感じないな・・・体重も減ってきたな・・・。』
そんなことはありませんか？それは身体が弱っている危険サイン！
そのまま放っておくと、どんどんできないことがふえていきます。



ステップアップ通所型サービスとは

低下した体力や機能を向上し、やりたいことやできなくなっていたことができるよう、専門職（理学療法士・作業療法士等）が短期間集中的に支援します。

- 週2回、1回あたり2時間の運動を、3か月間から6か月間
- 栄養管理や口腔チェック、認知症予防プログラムも行います。(対象者の方のみ)
- 送迎付きで料金はおひとり一回 500円です。

サービスを利用できる方

- 要支援1・2と判定された方
- 事業対象者に該当した方



ステップアップ通所型サービス実施事業所

- かみみねデイサービスセンター〔医療法人三樹会〕
- 場所：おたっしゃ館（三養基郡上峰町大字前牟田107番地2）
- 開催日時：毎週火曜日・金曜日 ①9：30～11：30
- アザレア〔医療法人清明会〕
- 場所：きやま鹿毛医院（三養基郡基山町大字宮浦399番地1）
- 開催日時：毎週月曜日から金曜日
①8：30～11：00 ②12：30～15：00

サービス利用に関する相談窓口

まずは、最寄りの地域包括支援センターにご相談ください。(右ページに連絡先一覧あり)

【問い合わせ先】 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係
TEL 0942-81-3111

相談してみよう！ 地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの健康や福祉、医療や介護、生活に関するさまざまな悩みを受け付けています。みなさまからのご相談には、保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャー、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターといった専門職員が応じます。

まずは、わたしたちにご相談ください！

☆近くに友達をつくりたい！
地域のサークルが
知りたいな。
☆自分で料理も作りたい



☆やりたい事が沢山
ありますね。
☆目標に近づけるように
支援しましょう！

どこに相談するのかわからない場合は、お住まいの地区の地域包括支援センターにご連絡ください。問題に応じて、適切なサービスや窓口におつなぎします。

地域包括支援センター 一覧

- ・鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター（鳥栖市鳥栖地区・鳥栖北地区にお住まいの方）
〈住所〉鳥栖市轟木町1523番地6〈電話番号〉0942-81-3113
- ・鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター（鳥栖市田代地区・基里地区にお住まいの方）
〈住所〉鳥栖市田代本町924番地1〈電話番号〉0942-82-2041
- ・鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター（鳥栖市若葉地区・弥生が丘地区にお住まいの方）
〈住所〉鳥栖市神辺町1273番地8〈電話番号〉0942-85-8721
- ・鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター（鳥栖市麓地区・旭地区にお住まいの方）
〈住所〉鳥栖市村田町1250番地1〈電話番号〉0942-82-2188
- ・基山地区地域包括支援センター（基山町にお住まいの方）
〈住所〉三養基郡基山町大字園部2307番地〈電話番号〉0942-81-7039
- ・みやき町地域包括支援センター（みやき町にお住まいの方）
〈住所〉三養基郡みやき町大字白壁1074番地3（市村清記念メディカルコミュニティセンター内）
〈電話番号〉0942-89-3371
- ・上峰地区地域包括支援センター（上峰町にお住まいの方）
〈住所〉三養基郡上峰町大字前牟田107番地2（老人福祉センターおたっしや館内）
〈電話番号〉0952-52-5250



お問い合わせ先：介護保険課 地域支援係：TEL 0942-81-3111

鳥栖地区広域市町村圏組合サポーター事業についてのご案内

サポーター事業(介護支援ボランティアポイント制度)について

サポーター事業は、「サポーター」として登録された方が、市町により認定を受けた機関において、介護支援ボランティア活動を行う事業です。

鳥栖地区広域市町村圏組合圏域(鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町)においては、平成30年4月から開始しました。

(「サポーター」＝「サポート」をする人という意味の造語)

参加対象者について

鳥栖地区広域市町村圏組合圏域(鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町)に住民票がある40歳以上の方で、要支援・要介護認定のいずれも受けていない方です。

サポーター活動への参加方法について

「サポーター登録申請書」を、提出先および設置場所は、佐賀県長寿社会振興財団、鳥栖地区広域市町村圏組合、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町の高齢者福祉担当課、各社会福祉協議会です。

活動内容・活動場所について

・サポーターの活動場所は、鳥栖地区広域市町村圏組合が受入機関として認定した、介護サービス事業所等または地域の介護予防教室、高齢者ふれあいサロン等

・サポーター活動の対象となる活動内容は次の通りです。

- 1.レクリエーション等の指導、参加支援
- 2.お茶だし、食堂内の配膳、下膳等の補助
- 3.散歩、外出及び館内移動の補助
- 4.施設の催事に関する手伝い(模擬店、会場設営、演芸披露等)
- 5.話し相手・傾聴
- 6.施設の職員と共に行う軽微かつ補助的な活動(清掃、草刈の補助等)
- 7.高齢者ふれあいサロン、食生活改善事業等の活動
- 8.介護予防体操、レクリエーション等の指導及び介護予防教室等の開催・参加支援
- 9.その他、鳥栖地区広域市町村圏組合が認める活動



※現在新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の活動を制限しておりますが、状況により随時再開する予定です。

詳細につきましては、チラシ、ホームページまたは下記のお問い合わせ先までお尋ねください。

※鳥栖地区広域市町村圏組合(事業主体)は、「サポーター事業」の管理機関として、公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団に、本事業の運営等に関する業務を委託しています。

問い合わせ:介護保険課 地域支援係 TEL0942-81-3111

公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団 TEL 0952-31-4165

令和6年度介護保険特別会計予算について

令和6年度は、第9期介護保険事業計画の最終年度の年となります。
昨年度と比べて、199,445千円の増、1.9%の伸びとなっています。

【歳入】

単位:千円

項 目	6年度当初	5年度当初	比較	伸率
1 保険料	2,370,614	2,332,337	38,277	1.64%
2 分担金及び負担金	1,754,875	1,602,701	152,174	9.49%
3 国・県支出金	3,668,559	3,671,001	△2,442	△0.07%
4 支払基金交付金 ※1	2,671,048	2,656,402	14,646	0.55%
5 繰入金 ※2	201,111	204,321	△3,210	△1.57%
6 その他	14	14	0	0.00%
歳入合計	10,666,221	10,466,776	199,445	1.91%

※1 40歳から64歳までの方の保険料相当分が、社会保険診療報酬基金から交付されるものです。

※2 第8期計画期間の保険料の上昇分を抑制するため、これまで積み立てておいた資金を計画的に取り崩して繰り入れるもの等です。

【歳出】

単位:千円

項 目		6年度当初	5年度当初	比較	伸率
1 総務費		385,772	244,622	141,150	57.70%
2 保険給付費		9,485,935	9,445,450	40,485	0.43%
内 訳	介護サービス等諸費(要介護者への給付)	8,757,704	8,739,371	18,333	0.21%
	介護予防サービス等諸費(要支援者への給付)	368,149	333,719	34,430	10.32%
	その他のサービス費 ※3	360,082	372,360	△12,278	△3.30%
3 地域支援事業費 ※4		727,618	701,520	26,098	3.72%
内 訳	介護予防・生活支援サービス事業費	326,970	314,511	12,459	3.96%
	一般介護予防事業費	99,521	97,525	1,996	2.05%
	包括的支援事業・任意事業費	299,401	287,758	11,643	4.05%
	その他諸費	1,726	1,726	0	0.00%
4 保健福祉事業費		11,890	20,178	△8,288	△41.07%
5 その他		5,006	5,006	0	0.00%
6 予備費		50,000	50,000	0	0.00%
歳出合計		10,666,221	10,466,776	199,445	1.91%

※3 「特定入所者介護サービス費」「高額介護サービス等費」「高額医療合算介護サービス等費」「審査支払手数料」にかかる費用です。

※4 構成市町が実施する介護予防事業及び地域包括支援センターの運営等にかかる費用です。

問い合わせ先：総務課 総務係：TEL 0942-81-4825

もうすぐ65歳を迎えられる方へ

介護保険制度において、65歳は第2号被保険者から第1号被保険者に切り替わる節目の年齢です。65歳になれますと、下記のように変わります。

被保険者証 (青色)

誕生月の上旬に、介護保険の第1号被保険者であることの証として、65歳を迎えられる方全員に郵送にて配布されます。介護サービスを利用される場合に必要となりますので、大切に保管しましょう。

※被保険者証の紛失などによる再交付は、本組合又は市町の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

介護保険料

65歳を迎えられる前までは加入されている医療保険料と合わせて納付されていましたが、65歳からは個別で本組合に納めていただく方法に切り替わります(医療保険の介護分との二重納付にはなりません)。

誕生月の翌月に納付書、介護保険料のご案内等の書類が郵送されます。

納付方法

保険料は65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から納付していただきます。保険料の納め方は、皆さんが受給している年金額によって特別徴収と普通徴収の2種類に分けられます。

特別徴収

年金の受給額が年額18万円以上の方は、年金から介護保険料が天引きされます。

※年金が年額18万円以上でも一時的に納付書等で納める場合があります。

次の場合は、特別徴収に切り替わる前、一時的に納付書で納めます。

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で年金の受給が始まった場合 等

普通徴収

年金の受給額が年額18万円未満の方や一時的に特別徴収に該当していない方などは、納付書や口座振替で介護保険料を納めていただきます。

■お問い合わせ/ 鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス <http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>



鳥栖地区広域市町村圏
組合ホームページ

◎出前講座、その他総務全般に関すること 総務課 総務係

TEL 0942-81-4825

FAX 0942-85-2084

◎介護保険料に関すること

TEL 0942-85-3637

総務課 収納対策室 介護保険料係

FAX 0942-85-2084

◎要介護・要支援認定に関すること

TEL 0942-81-3315

介護保険課 認定係

FAX 0942-81-3316

◎介護保険給付に関すること

TEL 0942-81-3317

介護保険課 給付係

FAX 0942-81-3316

◎介護予防に関すること

TEL 0942-81-3111

介護保険課 地域支援係

FAX 0942-81-3316